

相談期間 2/6(木)～3/17(月)

申告相談日程表

あなたの申告相談日程をご確認ください

※各地域とも予備日を設けておりますが、混雑が予想されます。
できるだけ下の相談日程で割り当てられている日に相談できるようご協力ください。

【2月】象潟地域

日	曜	受付時間および地区		会 場
		8:40～11:30	13:00～16:00	
6	木	鳥の海1区	鳥の海2区、鳥屋森	象潟構造改善センター (市役所象潟庁舎東側)
7	金	桜ヶ丘、松ヶ丘	34区、上狐森	
10	月	31区、潟見町1区	32区、潟見町2区	
12	水	大谷地、33区	上新町、28・29・30区	
13	木	武道島1区	下新町、武道島2区	
14	金	栄町、向山	上荒屋	
17	月	浜畑、冠石	下荒屋	
18	火	上浜の町	駅前	
19	水	下浜の町、臨海	横町	
20	木	妙見町	荒古屋	
21	金	中橋町(東中橋)	中橋町(西中橋)	
24	月	島、小浜・唐ヶ崎	大町	
25	火	関	立石2区、下浜山、大塩越	
26	水	立石1区	はまなす	
27	木	小砂川1区(1～4組)	小砂川1区(5～6組)、砂山、洗金	
28	金	小砂川1区(7～11組)	小砂川1区(12～16組)	

【2月】金浦地域

日	曜	受付時間および地区		会 場
		8:40～11:30	13:00～16:00	
6	木	1町内		市役所金浦庁舎 2階第1会議室
7	金	1町内		
10	月	2町内		
12	水	2町内		
13	木	3町内、7町内		
14	金	4町内		
17	月	5町内		
18	火	6町内		
19	水	6町内		
20	木	8町内		
21	金	8町内		
24	月	農業申告(世帯)のみ		
25	火	農業申告(世帯)のみ		
26	水	農業申告(世帯)のみ		
27	木	大竹		
28	金	大竹		

【3月】

3	月	小砂川2区(17～26組)	小砂川2区(27～33組)、観音森	象潟構造改善センター (市役所象潟庁舎東側)
4	火	大砂川	川袋	
5	水	大須郷(坂ノ下西)	大須郷(茶屋長根)	
6	木	西中ノ沢	小滝(中・上当番)	
7	金	小滝(浜道当番)	小滝(浜道・上浜道当番)、大境	
10	月	横岡(第1・2支部)	横岡(第3・4支部)	
11	火	舟岡、目貫谷地、大森	石名坂、水岡	
12	水	長岡	長岡、大飯郷	
13	木	本郷(1班)	本郷(2班)	
14	金	申告予備日		
17	月	申告予備日		

【3月】

3	月	大竹	市役所金浦庁舎 2階第1会議室
4	火	黒川	
5	水	黒川	
6	木	飛	
7	金	赤石・高森団地	
10	月	前川	
11	火	前川	
12	水	前川	
13	木	申告予備日	
14	金	申告予備日	
17	月	申告予備日	

注) 申告が午前、午後にはわたる場合、地区の班・組・生産班・地域などを()内に表示しています。



【直接税務署へ申告される方へ】

確定申告書用紙の第2表に「住民税に関する事項」欄がありますのでこちらの記載も忘れずをお願いします。

※特に16歳未満の扶養親族を年末調整時に申告していながら確定申告書にその記載がありませんと、住民税上の扶養親族とならない場合があります。

【2月】仁賀保地域

日	曜	受付時間および地区		会 場
		8:40～11:30	13:00～16:00	
6	木	堺	水沢、寺田	小出地区 老人憩の家 やき
7	金	百目木	立居地	
10	月	三日市、東畑	樋ノ口	
12	水	畑1	畑2・3	
13	木	桂坂	中野	院内分館
14	金	伊勢居地1	伊勢居地2	
17	月		馬場	
18	火	小国	上小国	
19	水	院内1・2	院内3・4	釜ヶ台地区 老人憩の家 「はんの木」
20	木		冬師	
21	金	釜ヶ台	上坂、下坂	
24	月	横根1～6	横根7、さくら、石田	
25	火	杉山、ひまわり	田抓	
26	水	芹田1	芹田2	
27	木	三森1・2	三森3・4	
28	金	三森5、鈴9～12	鈴13～17	

【3月】

3	月	鈴1～4・18	鈴5～8	市役所仁賀保庁舎 3階大ホール
4	火	両前寺1～4	両前寺5～6、はまなす	
5	水	琴浦1～5	琴浦6～10	
6	木	琴浦11～16	琴浦17～27	
7	金	室沢1～3	室沢4～7	
10	月	室沢8～11	室沢12～15	
11	火	室沢16～19	室沢20～24	
12	水	長磯、坂ノ下、住吉町、坪貝	松田、上町、にかほハイツ	
13	木	田角森、鳥ノ子湖、塚田、畑ヶ田	清水、駅前、旭町、大正町	
14	金	中町、向山、千代吉町	新地、TDK新町社宅	
17	月	申告予備日		

【表1】

住宅借入金等特別控除 提出書類

●家屋に関するもの

No.	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	No.			
書類の名称	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	住民票の写し(平成26年発行のもの)	家屋の登記全部事項証明書	工事請負契約書(写)または建物の売買契約書(写)	中古家屋が建築後20年(耐火建築物である家屋は25年)を超えている場合	耐震基準適合証明書(その家屋の取得前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの)	住宅性能評価書の写し(その家屋の取得前2年以内に評価されたもので、構造躯体の倒壊防止に係る耐震等級の評価が等級1、等級2または等級3であるもの)	【増改築等の場合】 ・建築確認済証(写)、検査済証(写)もしくは検査機関や建築士等の増改築等工事証明書 【バリアフリー改修工事で下記の場合】 ・介護保険の被保険者証(写)：要介護認定または要支援認定を受けている場合(親族を含む) ・住民票(写)：65歳以上の親族と同居している場合(同居する親族について表示されているもの) ・補助金等、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費を明らかにする書類(⑥の建築士等の増改築等工事証明書でも可)	新築	中古	増改築等	特定増改築等
	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○

※認定長期優良住宅の特例を受ける場合には、認定通知書も必要

●敷地に関するもの

(敷地の購入に関する借入金がある場合のみ添付が必要となります。なお、敷地に関する借入金がある場合には、敷地の購入に関する借入金の年末残高証明書の添付も必要となります)

No.	⑬	⑫	⑪	⑩	⑨
書類の名称	中古の場合で債務の承継に関する契約書(写)	建築条件がわかる書類(⑩でも可)	家屋に抵当権が設定されていることがわかる書類(③でも可)	売買契約書(写)または敷地の分譲に関する契約書(写)	敷地の登記全部事項証明書
	○	—	—	○	○
新築の日前に購入	—	—	○	○	○
新築の日前に一定期間内に建築条件付きで購入	—	○	—	○	○
特定増改築等で土地を取得	—	—	○	○	○